

## 狭山市ひとり親家庭等医療費支給制度の改正概要

### 1 対象者

ひとり親家庭等の18歳年度末（一定の障害があるときは20歳未満）までの児童とその児童を養育している父母又は養育者

- ・狭山市に住所を有している方
- ・医療保険に加入している方
- ・所得が規則で定める限度額以内の方

### 2 開始年月

令和2年1月1日診療分から

### 3 改正概要

#### (1) 窓口払いの廃止

市内指定医療機関においては、保険診療一部負担金の支払いをせず受診を可能とします。

#### (2) 自己負担金の廃止

通院の月1,000円、入院の1日1,200円の自己負担を廃止します。  
(現行では、市民税非課税の方は、免除となっています。)

#### (3) 入院時食事療養標準負担額について

こども医療費制度と同様、15歳年度末までの児童については、支給対象とします。  
(15歳年度末を超える受給者の場合は対象外となります。)

#### (4) 他医療費支給制度との優先順位について

ひとり親家庭等医療費の窓口払いの廃止に伴い、他医療費支給制度との優先順位を以下のとおりとします。

- ① ひとり親家庭等医療費
- ② こども医療費
- ③ 心身障害者医療費

## ◆ ひとり親家庭等医療費の概要について

### 1 ひとり親家庭等医療費とは

狭山市では、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もって福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等の父母や児童が病気にかかったときなどに安心して医療にかかれるように保険診療の一部負担金を市が助成する「ひとり親家庭等医療費支給制度」を実施しています。

令和2年1月1日診療分より、現物給付方式を取り入れ、指定医療機関等の窓口については、本来、徴収いただく保険診療の一部負担額を患者から徴収せずに、医療機関等から市に請求いただきます。

医療機関等のご理解とご協力が不可欠となりますので、よろしくお願いいたします。

### 2 制度内容について

#### (1) 窓口払いの廃止（現物給付）について

市内の医療機関等につきましては、協定を締結していただき、対象者が診療を受けた場合に、保険診療一部負担金の徴収を行わず、窓口払いを廃止（現物給付）しますので、ご協力をお願いいたします。

窓口払いの廃止に伴い、当該一部負担金（ひとり親家庭等医療費）は受給者に代わって市が負担することとなりますが、医療機関等におかれましては、レセプトにひとり親家庭等医療費の「公費負担者番号」と「受給者番号」を記入し、埼玉県国民健康保険団体連合会および社会保険診療報酬支払基金埼玉支部を通して請求してください。

#### 《注意》

- 学校または保育所でのケガで日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合は、原則、ひとり親家庭等医療費の支給対象となりませんが、狭山市立の保育園・幼稚園・小中学校に通っている児童に限り、当該医療費を利用して受診することが可能となっておりますので、その場合はひとり親家庭等医療費と同様に請求してください。

- 受給者証を提示しない場合または受給者証の内容が確認できない場合は、原則として、一旦医療費を徴収してください。

※ この場合の対応は、Q & A集を参照してください。



(2) 受給者証の様式について

うすむらさき色  
 公費負担者番号 83110155  
 受給者番号 7桁  
 有効期間 毎年12月31日まで又は児童が18歳に達した年度末まで(一定の障害があるときは20歳未満まで)

※ 公費負担者番号は、国民健康保険団体連合会および社会保険診療報酬支払基金に診療報酬の請求を行わない医療機関等では使用しません。

<受給者証の様式>

うすむらさき色 (B6サイズ)

 狭山市 <small>ひのくに健康保険会</small> 【受給者証】		 狭山市 <small>国民健康保険会</small> 【受給者証】	
受給者番号	受給者氏名	公費負担番号	83110155
	生年月日   性別		
8888991	狭山 花子 平成〇年〇月〇日   子	氏名	狭山 花子
8888992	狭山 次郎 平成〇年〇月〇日   子	住所	狭山市入間川一丁目
		受給者番号	受給者氏名
		生年月日   性別	
		8888888	狭山 花子 昭和〇〇年〇月〇日   母
		有効期間	令和2年1月1日から 令和2年12月31日まで
		年 月 日交付 狭山市長 印	

受給者番号  
7桁目はチェックデジット  
請求書には7桁目まで記入

※有効期間欄について

こども医療費とは異なり、ひとり親家庭等医療費は受給資格の審査を毎年行うため、前年から継続して受給資格のある方は1月1日から12月31日までが有効期間となっています。受給者がこの資格の更新手続きを行っていない場合、有効期間が前年末となっている可能性があります。

また、年度途中で受給資格を得た方は、受給資格の発生日から12月31日までの表示となっているため、誤りのないよう対象年と期間を確認してください。

◆ **ひとり親家庭等医療費の請求について**

ひとり親家庭等医療費の請求方法は、医療機関から診療報酬明細書（レセプト）により埼玉県国民健康保険団体連合会および社会保険診療報酬支払基金埼玉支部を通して、市に請求していただきます。

なお、医療費の支払いにつきましても、請求と同様に埼玉県国民健康保険団体連合会等を通して、お支払いいたします。

**1 ひとり親家庭等医療費請求の流れ**

